

様式 A - 1

申請に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 7 月 1 日作成)

[所管： 環境部 公園みどり推進課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市都市公園条例	4	公園内制限行為承認及び承認事項の変更	A	A
2	豊中市都市公園条例	8	公園管理者以外の公園施設の設置、管理許可及び許可事項の変更	B	B
3	豊中市都市公園条例	9	公園占用の許可及び許可事項の変更	B	B
4	豊中市都市公園条例	15	有料施設の使用承認	A	A
5	豊中市都市公園条例	17	有料施設の目的外使用承認	A	A
6	豊中市都市公園条例	20	使用料の減免	A	A
7	豊中市都市公園条例	22-2	占用料の分納の許可	B	B
8	豊中市都市公園条例	23	使用料の還付	B	B
9	豊中市都市公園条例施行規則	3-2	公園内制限行為承認等の継続	A	A
10	豊中市手数料条例	8	手数料の減免	A	A
11	鳥獣の保護及び適正に関する法律	19-1	鳥獣の飼養登録	A	B
12	鳥獣の保護及び適正に関する法律	9-1	鳥獣の捕獲許可	A	B
13	都市緑地法	14-1	特別緑地保全地区における制限行為の許可	B	B
14	都市緑地法	69-1	緑化保全・緑化推進法人の指定	B	B
15	都市緑地法	60-1	市民緑地設置管理計画書の認定	B	B

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	公園内制限行為承認及び承認事項の変更	
根拠法令及び条項	豊中市都市公園条例第 4 条	
所管部局課室係名	環境部公園みどり推進課維持管理係	
審 査 基 準	関係条項	同条例第 6 条・7 条
	基 準	別紙 A のとおり
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 19 年(2007 年)7 月 1 日設定 (令和 7 年 7 月 1 日最終 変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね 5 日以内 (注: 休日は含まない。)
	内 訳	
	設定等年月日	平成 19 年( 2007 年)7 月 1 日設定 (平成 年 月 日変 更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	公園管理者以外の公園施設の設置、管理許可及び許可事項の変更	
根拠法令及び条項	豊中市都市公園条例第8条	
所管部局課室係名	環境部公園みどり推進課維持管理係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	設定の必要なし (設置できる公園施設は都市公園法第2条第2項で規定されるものであるため。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公園占用の許可および許可事項の変更
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第9条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	都市公園の占用物件は、都市公園法第6条、第7条、第9条、同法施行令第12条、第15条、第16条、及び同法施行規則第6条、第7条第8条で詳細に規定されているため、設定の必要がないと判断する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		有料施設の使用承認
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第 15 条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審 査 基 準	関係条項	同条令第 16 条・17 条・19 条
	基 準	豊中市都市公園条例第 15 条第 1 項による有料施設の使用については、以下に該当する場合は承認できません。  (1) 他人に危険を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯するもの（同条令第 16 条第 1 項第 1 号） (2) 公益を害するおそれがあると認めるもの（同条令第 16 条第 1 項第 2 号） (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるもの（同条令第 16 条第 1 項第 3 号）
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定（令和 7 年 7 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね 12 日以内（注：休日は含まない。）
	内 訳	
	設定等年月日	平成 9 年( 1997 年)10 月 1 日設定（平成 年 月 日変更）
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		有料施設の目的外使用承認
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第 1 7 条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審 査 基 準	関 係 条 項	豊中市都市公園条例施行規則第 7 条
	基 準	同条第 1 項のただし書きに該当し、許可できるものを例示すると次のとおりです。 1. 公共団体等が主催、共催する事業にしようするとき。 2. 上記に準ずると認められるとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね 5 日以内 (注: 休日は含まない。)
	内 訳	
	設定等年月日	平成 9 年( 1997 年)10 月 1 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第20条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審 査 基 準	関係条項	豊中市都市公園条例施行規則第12条
	基 準	別紙Bのとおり
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定 (令和7年7月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね5日以内 (注: 休日は含まない。)
	内 訳	
	設定等年月日	平成9年(1997年)10月1日設定 (平成20年4月1日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の分納の許可
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第22条第2項
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	設定の必要なし  (本条項で、占用料が著しく多額に上り、その他特別の事由があると認めるときは、当該会計年度内に限り、期日を定めて2回以上の分納を許可することができるものとしている。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の還付
根拠法令及び条項		豊中市都市公園条例第23条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課維持管理係
審  査  基  準	関係条項	
	基 準	<p>設定の必要なし</p> <p>本条項で、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがあるものとしている。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。</p> <p>(2) 第12条の規定により市長が使用許可又は使用承認を取り消したとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	平成 年( 年) 月 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	公園内制限行為承認等の継続	
根拠法令及び条項	豊中市都市公園条例施行規則第3条第2項	
所管部局課室係名	環境部公園みどり推進課維持管理係	
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市都市公園条例第4条の承認と同様
	参考事項	
	設定等年月日	平成19年(2007年)7月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね5日以内 (注: 休日は含まない)
	内 訳	
	設定等年月日	平成19年(2007年)7月1日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		手数料の減免
根拠法令及び条項		豊中市手数料条例第 8 条
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課緑化自然環境係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	<p>同条に該当し、手数料を減免できるものは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法令により直接市長に証明することを命じられたもの。 (同条第 1 項)</li> <li>2. 官公署から事務上の必要により請求があったとき。 (同条第 2 項)</li> <li>3. 公費の救助を受ける者又は公費の救助を受けようとする者から、その必要により請求があったとき。(同条第 3 項)</li> <li>4. その他市長が減免することが必要であると認めたととき。 (同条第 4 項)</li> </ol> <p>同条第 4 項に該当し、減免できるものを例示すると次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公共組合（土地区画整理組合、再開発事業組合、土地改良区、水利組合等）からの証明申込。</li> <li>2) 公益法人で 100%豊中市が出資している法人からの証明申込。</li> <li>3) 登録免許税法第 4 条に掲げる非課税公共法人からの証明申込。</li> </ol>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	概ね 5 日以内 (注：休日は含まない)
	内 訳	
	設定等年月日	平成 9 年( 1997 年)10 月 1 日設定 (平成 年 月 日変更)
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		鳥獣の飼養登録
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課緑化自然環境係
審 査 基 準	関係条項	豊中市野生鳥獣飼養登録事務取扱要領第2条及び第3条 ・愛がんのための飼養を目的とするもの。(メジロのみ)  ・登録票と装着登録票を装着した当該鳥獣が同一であるときに更新することができるものとする。  ・別に定める審査票のとおり
	基 準	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成19年(2007年)4月1日設定 (平成27年5月29日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	
備 考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		鳥獣の捕獲許可
根拠法令及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
所管部局課室係名		環境部公園みどり推進課緑化自然環境係
審 査 基 準	関係条項	豊中市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第4 豊中市鳥獣捕獲許可に係る審査基準
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止又は特定鳥獣の数の調整の目的とするもの。</li> <li>・豊中市鳥獣捕獲許可に係る審査基準及び別に定める審査票のとおり。</li> </ul>
	参考事項	
	設定等年月日	平成19年(2007年)4月1日設定 (平成27年5月29日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内 訳	
	設定等年月日	
備 考		

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特別緑地保全地区における制限行為の許可	
根拠法令及び条項	都市緑地法第 14 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部公園みどり推進課緑化自然環境係	
審査基準	関係条項	都市緑地法施行令第 2 条、都市緑地法施行規則第 4 条、豊中市特別緑地保全地区における制限行為の許可等に関する要綱第 2 条及び第 6 条
	基準	都市緑地法第 14 条第 1 項
	参考事項	「都市緑地法運用指針」に定める許可基準は別添のとおり。
	設定等年月日	平成 28 年 2 月 29 日設定（平成 28 年 2 月 29 日最終変更）
	標準処理期間	
標準処理期間	標準処理期間	
	内訳	
	設定等年月日	
備考	標準処理期間については、将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であることから未設定とする。	

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	緑化保全・緑化推進法人の指定	
根拠法令及び条項	都市緑地法第 69 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部公園みどり推進課緑化自然環境係	
審査基準	関係条項	豊中市緑地保全・緑化推進法人の指定に関する要綱第 2 条
	基準	都市緑地法第 69 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 29 年 6 月 15 日設定（平成 29 年 6 月 15 日最終変更）
	標準処理期間	
標準処理期間	内訳	
	設定等年月日	
	備考	標準処理期間については、将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であることから未設定とする。

## 様式 B - 1

### 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	市民緑地設置管理計画書の認定	
根拠法令及び条項	都市緑地法第 60 条第 1 項	
所管部課（室）係名	環境部公園みどり推進課緑化自然環境係	
審査基準	関係条項	豊中市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱第 3 条
	基準	都市緑地法第 69 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 29 年 6 月 15 日設定（平成 29 年 6 月 15 日最終変更）
	標準処理期間	
標準処理期間	内訳	
	設定等年月日	
備考	標準処理期間については、将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績が無いため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であることから未設定とする。	

(別紙 A)

豊中市都市公園条例 第4条(制限行為)の許可基準

豊中市都市公園条例 第4条(制限行為)の許可基準は、次のとおりとする。  
(ただし、指定管理者が管理する公園を除く)

- (1) 行商、募金、出店、その他これらに類する行為、競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し、その他公園の全部又は一部を独占して利用する行為は、次の使用に限る。ただし、業として写真又は映画を撮影することを除く。
  - ① 官公署が行う事業での使用。
  - ② 営利を目的としない団体が行う行事での使用。
  - ③ 地域の自治会その他地域の団体が行う行事での使用。
  - ④ その使用が恒例として地域に認知されている行事での使用。
  - ⑤ 上記の他、公園の設置目的に照らして適当と認められる事業での使用。なお、⑤について、市での開催実績がなく、多数の来園者が見込まれる使用については、公園の規模・駐車場等の諸条件を満たした公園(千里中央公園、ふれあい緑地等)に限る。
- (2) 行商、募金、出店、その他これらに類する行為は、営利を目的としない使用に限る。行商、出店については、主体となる催しが他にあり、付帯的なものに限り許可する。なお、使用時には団体名・行為の目的・趣旨を提示できるようにすること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催し(興行等)、は、一過性でかつ営利を目的としない使用に限る。
- (4) 上記(1)～(3)に該当する場合であっても、次の行為が認められるときは、許可しない。
  - ① 他の利用者に支障があると認められるとき。
  - ② 周辺地域などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
  - ③ 安全が確保されておらず、その利用が危険であるとき。
  - ④ 申込書の記載に虚偽が認められるとき。
  - ⑤ 公園管理者が認めた場所以外で火気の使用をするとき。
  - ⑥ 騒音、臭気などが発生し、他の利用者や周辺住民などに迷惑がおよぶおそれがあるとき。
  - ⑦ 当該使用により多数の車両が集中し、公園内外の混乱、周辺への迷惑駐車等が多分に予想されるとき。
  - ⑧ 公安または風俗を害するおそれがあるとき。
  - ⑨ 指定暴力団等その団体の構成員が集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、またはその団体の構成員が集団的ま

たは常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

⑩葬儀、告別式その他これらに類する行事を行うとき。

⑪その他市長が不適切と認めるとき。

(5) 公園使用後に、(1)から(3)までに相当しない、または(4)に相当すると判断される事象があった場合は、使用日後に利用が発生する申込について、同一内容での利用を承認しない。

附則 この許可基準により、別紙平成9年 10 月1日付、豊中市行政手続条例に基づく「申請に対する処分の審査基準」を廃止し、この制限行為許可基準は、平成19 年7月1日から適用する。

附則 令和 2 年 7 月 31 日

この制限行為承認基準は、令和 2 年 7 月 31 日から適応する。

附則 令和 7 年 7 月 1 日

この制限行為承認基準は、令和 7 年 7 月 1 日から適応する。

## 都市公園の使用料の減免の取扱いについて

令和7年7月1日から適用

公園管理事務所が所管する都市公園に関して、豊中市都市公園条例第20条に規定する使用料の免除において、同条例第4条及び第8条及び第9条の許可に係るものについての「市長は、公益上その他特別の理由があると認められるとき」の取扱いは、下表のとおりとする。

## 1 豊中市都市公園条例第4条関係（注1）

減免の対象となる行為		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が主催又は共催する事業での利用	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が主催又は共催する事業での利用	全額	
(3)	本市の後援等を受けて行う事業で、事業の管理を担当部局が行い、本市の施策推進に寄与すると認められる事業での利用	全額	
(4)	地域の自治会その他地域の団体が主催又は共催する行事での利用	全額	
(5)	学校教育法に規定する学校（注2）がその教育活動の一環として行う利用	全額	
(6)	児童福祉法に規定する児童福祉施設（注3）がその設置目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(7)	就学前の子供の教育に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園がその設置目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	

減免の対象となる行為		減免率	備考
(8)	地域の団体、公共的団体等が老人福祉法に規定する老人の心身の健康保持に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(9)	地域の団体、公共的団体等が青少年健全育成に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	
(10)	千里中央公園野外炊さん場において青少年健全育成に資する目的に沿った活動の一環として行う利用	全額	・千里中央公園の野外炊さん場の利用は、青少年以下の団体が、教育的デイキャンプとして使用する場合に限る。
(11)	営利を目的としない団体が研究・調査を目的とした活動の一環として行う利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(12)	営利を目的としない団体が行う集会又はそれに類する利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(13)	市のPRを目的とした撮影と市長が認める事業での利用	全額	・原則入場料その他これに類する料金を徴収する場合は減免の対象としない。
(14)	本市の事業で事業者等と協定を結び行う事業での利用	その都度 市長が定める	
(15)	その他特に必要があると認められるとき	その都度 市長が定める	

注 1 ただし、指定管理者が管理する公園については、別途定める基準によるものとする。

注 2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校

注 3 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、

児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

## 2 豊中市都市公園条例第8条関係

減免の対象となる設置又は管理		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が公共の用に供するなどやむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が公共に供するなどやむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(3)	許可の対象となる公園について自主管理協定を締結している又は公園愛護活動を行う自治会、連合会等が設置又は管理するもの	全額	公園の維持・管理上必要と認められるものに限る。
(4)	指定管理者が管理する施設（公園）において、当該指定管理者が設置又は管理するもので、公園の維持管理上やむを得ず行う設置又は管理するもの	全額	
(5)	その他特に必要があると認められるとき	その都度市長が定める	

## 3 豊中市都市公園条例第9条関係

減免の対象となる占用		減免率	備考
(1)	国又は本市以外の地方公共団体等が公共の用に供するなどやむを得ず行う占用	全額	
(2)	本市又は本市の行政機関等が公共に供するなどやむを得ず行う占用	全額	

(3)	許可の対象となる公園について自主管理協定を締結している又は公園愛護活動を行う自治会、連合会等が行う占有	全額	公園の維持・管理上必要と認められるものに限る。
(4)	指定管理者が管理する施設（公園）において、当該指定管理者が占有するもので、公園の維持管理上やむを得ず行う占有	全額	
(5)	第 4 条の申請に付随する占有で第 4 条の行為で全額減免となったもの	全額	
(6)	その他特に必要があると認められるとき	その都度 市長が定める	